

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	第4回 芦屋市JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発審査会
日時	令和5年2月21日(火) 10:00~10:25
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	会長 久隆浩 副会長 難波里美 委員 小島幸保、堀智子、喜田清左衛門、北谷真也、塩田恭嗣 芦屋市 辻都市建設部長、谷崎都市整備課長、辻都市建設部主幹、 梅木都市整備課係長、五島都市整備課主査
事務局	都市建設部都市整備課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者7人中7人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、会議の構成又は円滑な運営に支障が生じると認められるため。
傍聴者数	人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- 1 開会
- 2 会議運営に関する確認等
- 3 議題
 - (1) 管理処分計画の縦覧に係る意見書の採否の決定について(議決事項)
 - (2) 管理処分計画の決定について(議決事項)
- 4 その他
- 5 閉会

2 提出資料

- 資料 1 管理処分計画の縦覧に係る意見書の採否の決定について
- 資料 2 管理処分計画の決定について
- 参考資料 1 意見書・協議経過整理表
- 参考資料 2 事業計画の決定に係る資料の配布について
- 参考資料 3 管理処分計画(案)
- 参考資料 4 管理処分基準
- 参考資料 5 第二種市街地再開発事業の施行に関する条例及び同施行規則
- 参考資料 6 法令抜粋

3 審議経過

1 開会

(事務局) 定刻になりましたので、ただ今から「第4回 芦屋市J R芦屋駅南地区第二種市街地再開発審査会」を開催させていただきます。

(あいさつ)

(事務局) それでは早速でございますが、これよりの進行は久会長にお願いします。

2 会議運営に関する確認等

(会長) 本日の委員の出席状況について、事務局より報告をお願いします。

(事務局) 委員定数7名中7名の出席をいただいておりますので、過半数のご出席がございますので、本審査会は成立しております。

(会長) 次に本審査会の公開、非公開、議事録の公開について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 芦屋市情報公開条例第19条により附属機関の行う会議は原則公開としております。ただし、非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合、公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。本日の審査会におきましては、審議いただく内容に個人情報、法人情報等が含まれるため、非公開としたいと考えております。議事録の公表につきましては、審議事項と審議結果について、非公開の趣旨を損なわない範囲で公表したいと考えております。

なお、記録としての議事録につきましては、発言内容ごとに審議経過を記載し、会長若しくは会長の指名していただく議事録署名委員の確認をいただくことと考えております。会長より議事録署名委員のご指名等をお願いします。

(会長) 事務局から説明がありましたが、質問・意見があればお願いいたします。

—————質問・意見なし—————

(会長) それでは、本日の会議は非公開とすることについて皆さんにお諮りしたいと思います。賛成の方は挙手を願います。

—————全員挙手—————

(会長) 全員の賛成ですので本日の会議は、非公開とさせていただきます。議事録については一部公開とさせていただきます。

また、議事録確認の署名につきましては、今回は小島委員にお願いします。

3 議 題

(1) 管理処分計画の縦覧に係る意見書の採否の決定について（議決事項）

(事務局) (管理処分計画の縦覧に係る意見書について説明)

—————質疑・回答—————

(会長) 他にご質問が無いようであれば、事務局より説明のありましたA氏の意見書の採否についてお諮りします。

事務局提案のとおり不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

—————全員挙手—————

(会長) 全委員の賛成が得られましたので、A氏の意見書は不採択とすることとします。

(会長) 次にB氏の意見書の採否についてお諮りします。事務局提案のとおり不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

—————全員挙手—————

(会長) 全委員の賛成が得られましたので、B氏の意見書は不採択とすることとします。

(2) 管理処分計画の決定について（議決事項）

(事務局) (管理処分計画案について説明)

(会長) ただ今の説明につきましてご質問はございますか。

—————質疑なし—————

(会長) ご質問が無いようであれば、採決に移ります。事務局から提案のあった計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

—————全員挙手—————

(会長) 全委員の賛成が得られましたので、案のとおりとします。

4 その他

(会長) 予定しておりました議題は全て終了しましたが、全体的に何かあります。事務局何かありましたらお願いします。

(事務局) 本日のご審議をもって、3月の管理処分計画の認可に向けて申請を行い、その後、公告をもって実効するものとなります。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、本市の再開発事業にご協力いただき誠にありがとうございました。今後、審査会は管理処分計画の変更が

生じた場合、その内容によっては開催することがありますが、引き続き、どうぞよろしくをお願いします。

連絡事項は以上になります。

(会長) ただいまの内容について、ご質問はございますか。

(堀委員) 審査会と直接関係はしませんが、再開発事業に遅れが生じているため、収用などの際に税額控除の要件に該当するのか確認したい。

(事務局) 既に契約済みの方については、その要件の中で控除を受けることが可能であるものと考えております。今後、そこまで至っていない方にも、できる限り特例控除が受けられるよう協議を進めたいと考えております。

(会長) できる限り不利益のないようお願いします。本日、管理処分計画が認められたので、今後計画を進めていただければと思います。

5 閉会

(会長) それでは、これで本日の審査会は閉会といたします。どうもありがとうございました。

以 上